

障害者の雇入れをお考えの事業主の皆さまへ

障害者雇用安定助成金 (中小企業障害者多数雇用施設設置等コース) は 平成31年3月31日をもって廃止を予定しています。

障害者雇用安定助成金(中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)は、中小企業における障害者の一層の雇入れを促進するため、障害者*を多数雇い入れ、その雇入れに必要な事業所の施設整備を行う中小企業事業主に対して、一定額を助成するものです。

*本コースでは、重度身体障害者、知的障害者、精神障害者が対象障害者となります。

新たに本助成金の活用をお考えの 事業主の皆さま、ご注意ください

- ・本助成金は、平成31年3月31日をもって廃止することを予定しています。
- ・新たに本助成金の活用をお考えの場合、
平成31年3月29日(金)までに本助成金の受給資格認定のための**申請書類 ※1**を**管轄の都道府県労働局長に提出**する必要があります。
(申請書類は管轄労働局又はハローワークの助成金担当窓口にご提出ください。)
- ・なお、平成31年3月29日(金)までに申請書類の提出がなかった場合は、本助成金の対象となりませんのでご注意ください ※2。

※1 申請書類及び本助成金の詳細については、管轄労働局又は公共職業安定所の助成金担当部署にお問い合わせください。

※2 支給申請の対象となるのは、平成31年3月29日(金)までに受給資格認定に係る申請書類を提出した事業主であって、その後、管轄の労働局長から本助成金の受給資格が認定され、当該認定の日の翌日から起算して1年以内に対象障害者5人以上の雇入れを完了する等、支給要件を満たした事業主となります。

すでに受給資格がある場合

★ すでに本助成金の受給資格の認定を受けており、認定の日の翌日から起算して1年以内に対象事業施設の整備等及び対象障害者5人以上の雇入れを完了した事業主におかれましては、平成31年4月1日以降も支給申請に基づき、支給要件を満たした場合に本助成金が支給されます。